



ルールを守り、 安全安心なまちへ

最近、スプレー缶の不適正な処理やごみを山林や空き地に捨てる不法投棄が多発しています。ちょっとした不注意で大きな事故や犯罪につながります。ルールに従い、安全で安心な美しい下呂市を目指しましょう。

【環境課】

スプレー缶は 必ず中身を出し切りしましょう！

中身を使い切った後

スプレー缶の不適正な処理で爆発事故が発生していません。スプレー缶、カセットボンベを捨てるときは、必ず中身を使い切りましょう。使い切れない物は中身を出し切りしましょう。

1 中身の出し方

「スプレー缶の場合」

・シューツという音がしなくなるまで、スプレーボタンを押して中身を完全に使い切ってください。
・中身が残っている場合は、火気のない風通しの良い屋外で、ガス抜きキャップなどを使用してください。
・ガス抜きをする際には、紙や布などに吹き付けるなどして周囲への飛散にご配慮ください。
・家屋内での作業は引火の恐れがあります。大変危険ですので絶対に行わないでください！



▲使い切らずに捨てられたカセットボンベ

※ガス抜きキャップは、形状や特徴により排出方法はさまざまです。詳しくはQRコードをご覧ください。



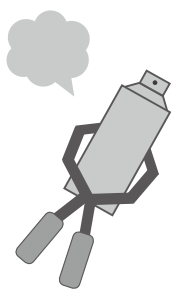
「カセットボンベの場合」

・カセットコンロなどで最後まで中身を使い切ってください。
※使い切れない場合などの対処法は、社団法人日本ガス石油機器工業会「カセットボンベお客様センター」
☎0120・14・9996
(受付時間：平日10時～12時、13時～17時)までお問い合わせください。

2 ごみの出し方

・ごみを出す前に、必ず市販されている穴あけ器などで缶に穴を開けてください。
・穴を開ける際も屋外の風通しの良い場所で行い、静電気による引火にもご注意ください。

・穴を開けた後の缶は、「あきかん・金物専用袋」に入れて、不燃ごみの収集日にごみ出しをするか、クリーンセンターなど、市の施設に直接お持ち込みください。



中身が残ったスプレー缶、カセットボンベをそのままごみ収集に出すと、ごみ処理施設での引火や破損事故の原因となり、大変危険です。ごみ出しルールに皆さんのご理解ご協力をお願いします。



野焼きも

同様に罰則規定が適用！

家庭や会社から出るごみについては、ごみの種類に関わらず野外での焼却は禁止されており、違反者には「5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金またはその両方」が科せられます。

ごみの処分は、家庭からであれば市の収集日に指定のごみ集積場所に出してください。会社からであれば下呂市一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託するなどして、野外焼却はやめましょう。
※詳しくはQRコードをご覧ください。



不用品回収業者に注意！

「不用品を無料で回収します」といった内容の案内チラシを配り、実際は高額な料金を請求されたという事例があります。不用となった家財道具などは適正な処理をしてください。無許可の回収業者への引き渡しは不適正処理につながるため、絶対に利用しないでください。

不法投棄を「しない」のは当然ですが、「させない」工夫も必要です。美しい自然環境、良好な住環境を維持するため、不法投棄防止にご協力ください。

ちよつとしたポイ捨てもその行為は犯罪です。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「法」という）」では「何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない。」と定められています。

しない！させない！ 不法投棄！

point 1
しない！
不法投棄！



不法投棄現場の様子



▲テレビなどの不法投棄

不法投棄が判明した場合、投棄物の撤去と適切な処理が命じられるだけではなく、警察に摘発され、法による罰則「5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金またはこれらの併科」を受けられることになります。引越しや大掃除などで臨時的にごみが大量に出た場合は、直接下呂市クリーンセンターに持ち込むか、下呂市一般廃棄物収集運搬許可業者へ処理を依頼してください。

point 2

させない！ 不法投棄！

土地を管理する際は、定期的な草刈りの実施やフェンスの設置など外部からごみを持ち込みにくい環境を作りましょう。管理が行き届いていないと思われる場合、ごみを捨てられやすくなります。

不法投棄ごみが放置されていると、また新たな不法投棄を招く場合がありますので速やかに処理をしましょう。

不法投棄されたごみは投棄者に処理させることが原則ですが、投棄者が判明しない場合は、その土地の所有者または管理者が自らの責任でごみを撤去しなければなりません。

ばなりません。不法投棄を未然に防止するためにも、土地の適正管理をお願いします。

不法投棄を発見したらすぐに110番！投棄場所、時間、投棄物などを警察に通報してください。



環境課では、不法投棄監視パトロールの実施や不法投棄ごみの回収、警告看板の設置など、不法投棄防止に努めています。不法投棄に関する情報やご相談などがありましたら、お気軽にお問い合わせください。
(環境課 ☎26・5011)